

地区コミュニティセンターの役割とは

地区コミュニティセンターの主な機能と役割

①地区コミュニティ施設として地域住民の活動拠点役割を担います。

②地域で行う活動・交流や情報の共有の場としての機能を発揮します。

③地域住民が主体となる地域づくり、社会教育・生涯学習における人づくりを担います。

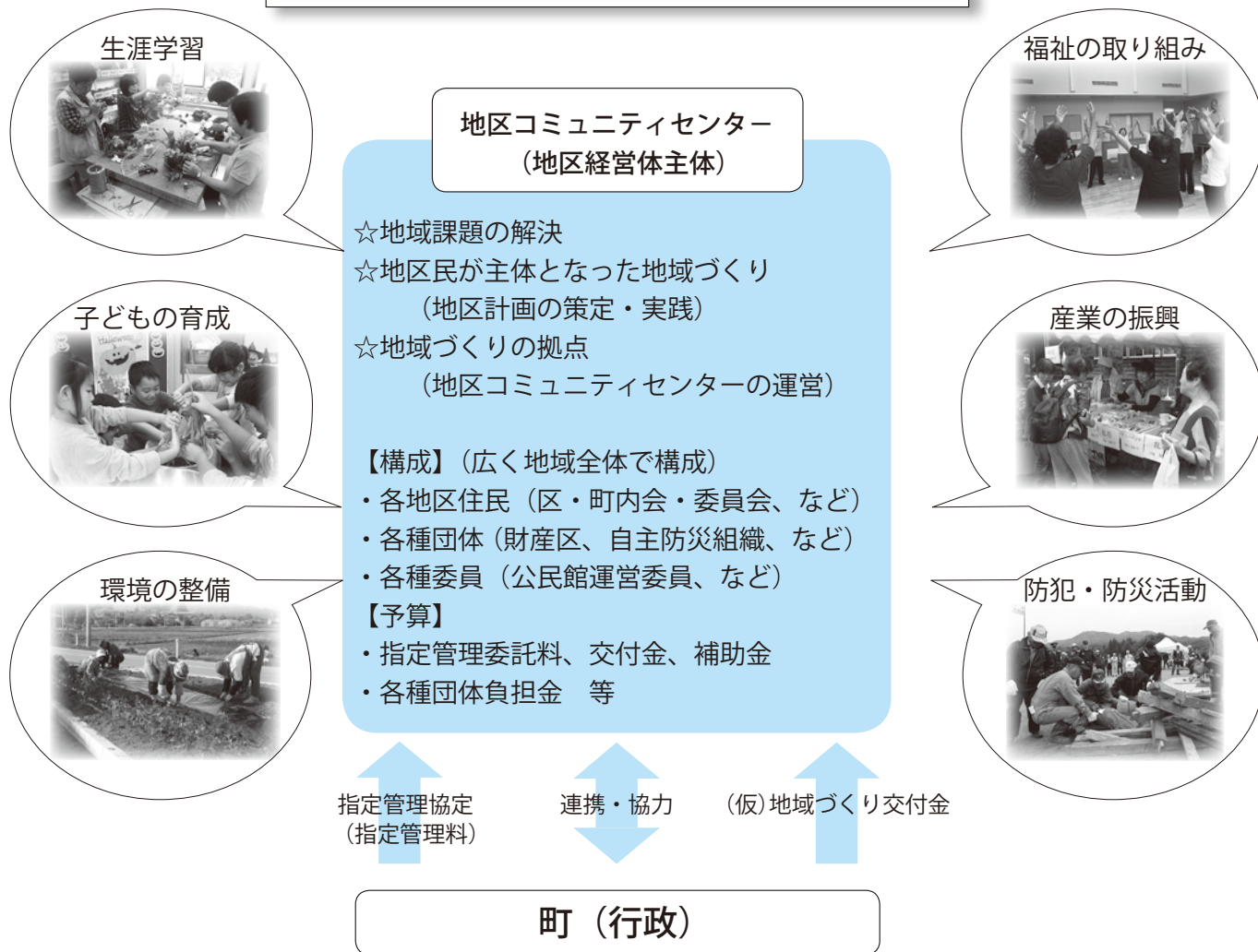
地区経営主体（指定管理者）

町の条例で定める区・町内を基本とし、旧町村単位に存在するその他の団体（自主防災組織、老人クラブ、子ども会など）を含んだ地区全体を対象とする地区経営主体を立ち上げて、地域の運営と地区コミュニティセンターの管理（指定管理者）を行うことを想定しています。

地区計画に基づく地区経営

地域の課題解決に向けた取り組みと目標、今後3～5年間に実施する事業などを盛り込んだ地区計画を策定し、地区経営を行います。

地区コミュニティセンター化のイメージ



公民館分館からコミュニティセンター分館へ

公民館分館は、一番身近な集会所であり、引き続き地区コミュニティセンターと情報の共有を行い、ネットワークを形成し、互いに補完しあう存在として、コミュニティセンター分館として位置づけ、各地区の実情に合わせて運営していくこととなります。

今年度は移行準備を進めます

地区コミュニティセンターへの移行にあたってはさまざまな準備が必要です。

○地区の課題解決に取り組んでいただく地区経営主体、準備委員会の立ち上げ

○地域の課題解決のための地区計画の策定

これらの地域の取り組みに対し、平成27年度からスムーズに移行するため、今年度より総務課企画室に「まちづくり推進係」を設置して地域と一緒に進める取り組みを進めていきます。

■問い合わせ 総務課企画室
まちづくり推進係

☎ 85-61123